

徳島県告示第五百四十三号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和六年十一月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 N・Nージエチルーニー（ニー）〔（四ーフルオロフェニル）メチル〕ー五
ーニトローーHーベンゾ〔d〕イミダゾールーーイル〕エタンーーアミ
ン（通称 Flunitazene、Flunitazene）及びその
塩類

2 化学名 N・Nージエチルーニー（ニー）〔（四ーメトキシフェニル）メチル〕ー
Hーベンゾ〔d〕イミダゾールーーイル〕エタンーーアミン（通称 M
etodesnitazene、Metazene）及びその塩類

3 化学名 ー（ベンゾ）〔d〕〔一・三〕ジオキソールー五ーイル〕ー四ーメチルー
ニー（ピロリジンーーイル）ペンタンーーオン（通称 MDーPiHP
、MDーPHiP）及びその塩類

4 化学名 Nー（ーアミノー三・三ージメチルーーオキソブタンーニーイル）ー
五ーブロモーーペンチルーーHーインダゾールー三ーカルボキシアミド（
通称 ADBー、五BriPINA）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内におい
て濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和六年十一月十三日